

大分県報

平成三十年
第三〇三六号
十一月十六日

（金曜日）

目次

公安委員会規則

交番等の設置に関する規則の一部改正……………一

告 示

- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請……………一
- 地籍調査の成果の認証……………二
- 解除予定保安林……………二
- 付保義務の発生……………二
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………二

教育委員会告示

- 平成三十一年度大分県立学校職員（海事職〔甲板員〕）採用選考実施要項……………二〇
 - 平成三十一年度大分県立学校職員（海事職〔機関員〕）採用選考実施要項……………二一
 - 平成三十一年度大分県立学校実習助手採用選考試験実施要項……………二三
- 公 告
- 所在不明者に対する保安林指定通知の揭示（二件）……………二五
 - 公共測量の実施……………二六

○公安委員会規則

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年11月16日

大分県公安委員会委員長 石 田 敦 子

大分県公安委員会規則第6号

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則

第1条 交番等の設置に関する規則（平成6年大分県公安委員会規則第2号）の一部を次の

ように改正する。

別表第1の大分中央警察署の部の明野交番の項中「法勝台1丁目」の次に「、東原1丁目、東原2丁目、東原3丁目」を加え、同表の大分南警察署の部の敷戸交番の項中「寒田わかば台」の次に「、田尻南1丁目、田尻南2丁目」を加える。

第2条 交番等の設置に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第1の大分東警察署の部の横尾交番の項中「京が丘南3丁目」の次に「、横尾東町1丁目、横尾東町2丁目、横尾東町3丁目、横尾東町4丁目」を加え、同表の大分南警察署の部の敷戸交番の項中「田尻南2丁目」の次に「、田尻東、田尻西、田尻中央、田尻北」を加え、同部の種田交番の項中「松が丘4丁目」の次に「、椿が丘1丁目、椿が丘2丁目、雄城台中央1丁目、雄城台中央2丁目、上宗方南1丁目、上宗方南2丁目、上宗方南3丁目、雄城台」を加える。

附 則

この規則中第1条の規定は平成30年11月23日から、第2条の規定は平成31年1月12日から施行する。

○告 示

大分県告示第六百六十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成三十年十一月十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 変更申請のあった年月日
平成三十年十一月二日
- 二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 元氣・ななかま
- 三 代表者の氏名
宇 野 眞理子
- 四 主たる事務所の所在地
豊後大野市犬飼町犬飼八十番地二
- 五 定款に記載された目的
この法人は、日常生活において、さまざまに不自由を感じている高齢者や障害者に対し

平成三十年十一月十六日

大分県報（公安委規則・告示）

て、生活全般にわたる支援活動に関する事業を行う。また、児童や乳幼児に対して、健全な遊びや交流の場を与え、地域で暮らす子育て中の世帯を助け、児童の健全育成に必要な活動を行う。これをもって、地域社会の福祉健康増進、生活環境改善、情操豊かな子ども育成に寄与することを目的とする。

六 定款変更の内容
目的の変更
事業の変更

- 会員に関する事項の変更
- 役員に関する事項の変更
- 会議に関する事項の変更
- 資産及び会計に関する事項の変更
- 定款の変更に関する事項の変更
- 解散に関する事項の変更
- 公告の方法の変更

大分県告示第六百六十五号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証した。
平成三十年十一月十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
別府市	平二七・五・二一 から平二八・一一・二〇まで	別府市大字東山の 一部の地籍図及び 地籍簿	別府市大字東山の 一部	平三〇・一一・二
佐伯市	平二八・七・一か ら平三〇・二・一 五まで	佐伯市大字青山の 一部の地籍図及び 地籍簿	佐伯市大字青山の 一部	平三〇・一一・二
佐伯市	平二八・七・一か ら平三〇・二・二 三まで	佐伯市大字二栄の 一部の地籍図及び 地籍簿	佐伯市大字二栄の 一部	平三〇・一一・二

佐伯市 ら平三〇・三・八 まで	佐伯市大字堅田の 一部の地籍図及び 地籍簿	佐伯市大字堅田の 一部	平三〇・一一・二
豊後大野市 から平二九・一〇 ・二四まで	豊後大野市清川町 雨堤の一部の地籍 図及び地籍簿	豊後大野市清川町 雨堤の一部	平三〇・一一・二
速見郡日出町 から平三〇・二・ 六まで	速見郡日出町大字 平道の一部の地籍 図及び地籍簿	速見郡日出町大字 平道の一部	平三〇・一一・二

大分県告示第六百六十六号

次のとおり保安林の指定を解除する予定である。
平成三十年十一月十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 解除予定に係る保安林の所在場所
中津市大字定留字和間ヶ崎二五一九番一四
- 保安林として指定された目的
風害の防備
- 解除の理由
農道用地とするため

大分県告示第六百六十七号

杵築市加入区について、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったものと認める。
平成三十年十一月十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第六百六十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒

区域及び土砂災害特別警戒区域として、次のとおり指定する。
平成三十年十一月十六日

大分県知事 広瀬 貞

指定区域の名称	所在地	指定の区分	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類	区域の表示	法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成三十三年政令第八十四号)で定める事項	備考
相浜川	大分市 大字一 尺屋	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土石流	別図のとおり	別図のとおり	(「別図」は、省略し、大分土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
下浦川	大分市 大字一 尺屋	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土石流	別図のとおり	別図のとおり	
下浦川	大分市 大字一 尺屋	土砂災害警戒区域	土石流	別図のとおり	別図のとおり	
下浦川	大分市 大字一 尺屋	土砂災害警戒区域	土石流	別図のとおり	別図のとおり	
上浦川	大分市 大字一 尺屋	土砂災害警戒区域	土石流	別図のとおり	別図のとおり	
一尺屋川	大分市 大字一 尺屋	土砂災害警戒区域	土石流	別図のとおり	別図のとおり	
樋の口川	大分市 大字一 尺屋	土砂災害警戒区域	土石流	別図のとおり	別図のとおり	
大平川	大分市 大字大 平	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土石流	別図のとおり	別図のとおり	
大平川	大分市 大字大 平	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土石流	別図のとおり	別図のとおり	
辛幸川	大分市 大字志 生木	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土石流	別図のとおり	別図のとおり	
辛幸川	大分市 大字志 生木	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土石流	別図のとおり	別図のとおり	
河内川	大分市 大字本	土砂災害警戒区域	土石流	別図のとおり	別図のとおり	
中の原川①	大分市 大字本 神崎	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土石流	別図のとおり	別図のとおり	

平成三十年十一月十六日

大分県報(告示)

川② 中の原 大字本	大分市	土砂災害警戒 区域	土石流	別図の とおり		川 関釜台 大字大 平	大分市	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土石流	別図の とおり		3 幸幸川 大字志 生木	大分市	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土石流	別図の とおり		川 白ヶ浜 大字佐 賀関	大分市	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土石流	別図の とおり		5 上浦川 大字一 尺屋	大分市	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土石流	別図の とおり		2 相浜川 大字一 尺屋	大分市	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土石流	別図の とおり		川 那知椰 大字馬 場	大分市	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土石流	別図の とおり		駅川3	大分市	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土石流	別図の とおり	
2 田中川 大字佐 賀関	大分市	土砂災害警戒 区域	土石流	別図の とおり		駅川	大分市	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土石流	別図の とおり		駅川5	大分市	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土石流	別図の とおり		駅川4	大分市	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土石流	別図の とおり		駅川2	大分市	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土石流	別図の とおり		3 河内川 大字本 神崎	大分市	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土石流	別図の とおり		2 河内川 大字本 神崎	大分市	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土石流	別図の とおり		川 湊川支 大字本 神崎	大分市	土砂災害警戒 区域	土石流	別図の とおり	

東大平	(A) 東大平	西大平	① 東河内	(C) 神崎①	(B) 神崎①	(A) 神崎①	3 大黒川	田中川
大分市	平 大字大	平 大字大	大分市 大字一尺屋	大分市 大字本 神崎	大分市 大字本 神崎	大分市 大字本 神崎	賀関 大字佐	賀関 大字佐
土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域
急傾斜	壊 地の崩	壊 地の崩	壊 地の崩	壊 地の崩	壊 地の崩	壊 地の崩	壊 地の崩	壊 地の崩
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり		

平成三十年十一月十六日

--	--	--	--	--	--	--	--	--

(A) 辛幸奥	幸(C) 2号辛	幸(B) 2号辛	幸(A) 2号辛	幸(B) 1号辛	幸(A) 1号辛	幸(B) 3号辛	幸(A) 3号辛	(B)
大字志	大分市 生木	大分市 大字志 生木	大分市 大字志 生木	大分市 大字志 生木	大分市 大字志 生木	大分市 大字志 生木	大分市 大字志 生木	平 大字大
区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域	区域
地の崩	急傾斜	壊 地の崩	壊 地の崩	壊 地の崩	壊 地の崩	壊 地の崩	壊 地の崩	壊 地の崩
とおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	とおり
	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	

大分県報 (告示)

東谷①	(C) 東谷①	(B) 東谷①	(A) 東谷①	西谷①	中原①	湊	中ノ原	
大分市	平 大字大 大分市	平 大字大 大分市	平 大字大 大分市	平 大字大 大分市	神崎 大字本 大分市	神崎 大字本 大分市	神崎 大字本 大分市	生木
土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	災害特別警戒 区域
急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊
別図の	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	

--	--	--	--	--	--	--	--	--

(B) 上浦① 一尺屋 尺屋	(A) 上浦① 一尺屋 尺屋	辛幸④	(B) 辛幸③	(A) 辛幸③	(B) 辛幸②	(A) 辛幸②	(D)
大分市 大字一 尺屋	大分市 大字一 尺屋	大分市 大字志 生木	大分市 大字志 生木	大分市 大字志 生木	大分市 大字志 生木	大分市 大字志 生木	平 大字大
土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	区域及び土砂 災害特別警戒 区域
壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	

--	--	--	--	--	--	--	--	--

平成三十年十一月十六日

大分県報 (告示)

大志生 木③	大分市 大字本 神崎	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
中山① (A)	大分市 大字馬 場	土砂災害警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
中山① (B)	大分市 大字馬 場	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
関鷺台 (A)	大分市 大字大 平	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
関鷺台 (B)	大分市 大字大 平	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
関鷺台 (C)	大分市 大字大 平	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
関鷺台 (D)	大分市 大字大 平	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
4号幸 幸	大分市 大字志 生木	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
6号幸 幸	大分市 大字志 生木	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
辛幸⑦ (A)	大分市 大字志 生木	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
辛幸⑦ (B)	大分市 大字志 生木	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
辛幸⑧ (A)	大分市 大字志 生木	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
辛幸⑧ (B)	大分市 大字志 生木	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
辛幸⑧ (C)	大分市 大字志 生木	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
辛幸⑨	大分市 大字志 生木	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
辛幸⑩	大分市 大字志 生木	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

(B) 東谷②	(A) 東谷②	(B) 西谷④	(A) 西谷④	中原④	河内②	(B) 大黒②	(A) 大黒②	
大字大 大分市	平 大字大 大分市	平 大字大 大分市	平 大字大 大分市	神崎 大字本 大分市	神崎 大字本 大分市	賀関 大字佐 大分市	賀関 大字佐 大分市	
区域及び土砂 土砂災害警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒
急傾斜 地の崩	壊 地の崩	壊 地の崩	壊 地の崩	壊 地の崩	壊 地の崩	壊 地の崩	壊 地の崩	壊 地の崩
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

--	--	--	--	--	--	--	--	--

2号大	④(B) 大久保	④(A) 大久保	御幸2	御幸1	① 下白木	河内④	河内③	平
大分市	幡 大字八 大分市	幡 大字八 大分市	石 大字生 大分市	石 大字生 大分市	崎 大字神 大分市	神崎 大字本 大分市	神崎 大字本 大分市	平
土砂災害警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒
急傾斜	壊 地の崩	壊 地の崩	壊 地の崩	壊 地の崩	壊 地の崩	壊 地の崩	壊 地の崩	壊 地の崩
別図の	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

平成三十年十一月十六日

大分県報 (告示)

(A) 生石③	東八幡 ①(B)	東八幡 ①(A)	下八幡 ⑭(B)	下八幡 ⑭(A)	八幡① (B)	八幡① (A)	久保
石 大字 大分市	幡 大字八 大分市	幡 大字八 大分市	幡 大字八 大分市	幡 大字八 大分市	原 大字八 大分市	幡 大字八 大分市	幡 大字八 大分市
区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒
壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜
とおり 別図の	とおり 別図の	とおり 別図の	とおり 別図の	とおり 別図の	とおり 別図の	とおり 別図の	とおり 別図の
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
⑮(A) 下八幡	① 金谷迫	④ 下白木	③ 下白木	②(C) 下白木	②(B) 下白木	②(A) 下白木	(B) 生石③
幡 大字八 大分市	谷迫 大字金 大分市	崎 大字神 大分市	崎 大字神 大分市	崎 大字神 大分市	崎 大字神 大分市	崎 大字神 大分市	石 大字生 大分市
災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒
壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜
とおり 別図の	とおり 別図の	とおり 別図の	とおり 別図の	とおり 別図の	とおり 別図の	とおり 別図の	とおり 別図の
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

1丁目 東八幡 大字 大字	(A) 1丁目 東八幡 大字 大字	⑥ 下白木 大字 大字	② 金谷迫 大字 大字	東(B) 南生石 大字 大字	東(A) 南生石 大字 大字	② 東八幡 大字 大字	⑮(B) 下八幡 大字 大字
区域及び土砂 土砂災害警戒 区域	区域 災害特別警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	区域 災害特別警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	区域 災害特別警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	区域 災害特別警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	区域 災害特別警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	区域 災害特別警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	区域 災害特別警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域
急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

--	--	--	--	--	--	--	--

松が丘	① 樺ヶ丘	② ニュー タウン	①(B) 松が丘 ニュー タウン	①(A) 松が丘 ニュー タウン	(B) 雄城台	(A) 雄城台	④ 金谷迫	(B)
大分市	大分市 大字上 宗方	3丁目 大分市	4丁目 大分市	野鶴 大分市	宗方 大字上	宗方 大字上	谷迫 大字金	原
土砂災害警戒 区域	災害特別警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	災害特別警戒 区域	災害特別警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	災害特別警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	災害特別警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	災害特別警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	災害特別警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	災害特別警戒 区域
急傾斜	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

--	--	--	--	--	--	--	--	--

平成三十年十一月十六日

大分県報 (告示)

(F) 白木②	(E) 白木②	(D) 白木②	(C) 白木②	(B) 白木②	(A) 白木②	鯨崎(B)	鯨崎(A)	
大字神 大分市	崎 大字神 大分市	崎 大字神 大分市	崎 大字神 大分市	崎 大字神 大分市	崎 大字神 大分市	崎 大字神 大分市	崎 大字神 大分市	
区域及び土砂 土砂災害警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域
地の崩 急傾斜	壊 地の崩	壊 地の崩	壊 地の崩	壊 地の崩	壊 地の崩	壊 地の崩	壊 地の崩	急傾斜
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

--	--	--	--	--	--	--	--	--

神崎(G)	神崎(F)	神崎(E)	神崎(D)	神崎(C)	神崎(B)	神崎(A)	(G) 白木②	
大字神 大分市	崎 大字神 大分市	崎 大字神 大分市	崎 大字神 大分市	崎 大字神 大分市	崎 大字神 大分市	崎 大字神 大分市	崎 大字神 大分市	崎 大字神 大分市
区域 土砂災害警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒
急傾斜	壊 地の崩	壊 地の崩	壊 地の崩	壊 地の崩	壊 地の崩	壊 地の崩	壊 地の崩	壊 地の崩
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

平成三十年十一月十六日

大分県報 (告示)

田ノ浦	⑨ 田ノ浦	⑦(B) 田ノ浦	⑦(A) 田ノ浦	⑥ 田ノ浦	⑤ 田ノ浦	④ 田ノ浦	③ 田ノ浦	
大分市	崎 大字神	崎 大字神	崎 大字神	崎 大字神	崎 大字神	崎 大字神	崎 大字神	崎 大字神
土砂災害警戒	区域 土砂災害警戒	区域 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒
急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜
別図の	とおり 別図の	とおり 別図の	とおり 別図の	とおり 別図の	とおり 別図の	とおり 別図の	とおり 別図の	とおり 別図の
別図のとおり		別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
	⑭(B) 田ノ浦	⑭(A) 田ノ浦	⑬ 田ノ浦	⑫ 田ノ浦	⑪ 田ノ浦	⑩(B) 田ノ浦	⑩(A) 田ノ浦	
	崎 大字神	崎 大字神	崎 大字神	崎 大字神	崎 大字神	崎 大字神	崎 大字神	崎 大字神
区域 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒
壊 地の崩	急傾斜 地の崩	急傾斜 地の崩	急傾斜 地の崩	急傾斜 地の崩	急傾斜 地の崩	急傾斜 地の崩	急傾斜 地の崩	急傾斜 地の崩
とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

上 上 大字木 大分市	上 上 大字木 大分市	⑳ 崎 大字神 大分市	⑲ 崎 大字神 大分市	⑱ 崎 大字神 大分市	鳴川(B) 崎 大字神 大分市	鳴川(A) 崎 大字神 大分市	⑦ 崎 大字神 大分市
土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域
急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

--	--	--	--	--	--	--	--

行平	木上②	木上①	木上団 地2	木上団 地1(B)	木上団 地1(A)	門	大柳①
大字木 大分市	上 大字木 大分市	上 大字木 大分市	原 大字田 大分市	上 大字木 大分市	上 大字木 大分市	上 大字木 大分市	上 大字木 大分市
土砂災害警戒 区域及び土砂	災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	災害特別警戒 区域	災害特別警戒 区域	災害特別警戒 区域	災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域
急傾斜 地の崩 壊	壊	急傾斜 地の崩 壊	壊	急傾斜 地の崩 壊	壊	壊	急傾斜 地の崩 壊
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

--	--	--	--	--	--	--	--

平成三十年十一月十六日

大分県報(告示)

川③ 南生石	川② 南生石	世利越	大柳②	木上⑤	木上④	木上③	
分市大 石・大 大字生	字駄原 分市大 石・大 大字生	宗方 大字上	上 大字木 大分市	上 大字木 大分市	上 大字木 大分市	上 大字木 大分市	上
区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒
土石流	土石流	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	
川④ 田ノ浦	川③ 下白木	白木川	川⑥ 下白木	川 小野鶴	川④ 下白木	川 大久保	川 上坂本
崎 大字神	崎 大字神	崎 大字神	崎 大字神	野鶴 大字小	崎 大字神	幡 大字八	幡 大字八
区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり			別図のとおり

日見1	日見2	神崎川	川⑤	下白木	川⑧	田ノ浦	第二田ノ浦川	川①	田ノ浦	第三田ノ浦川	川⑦	田ノ浦
津久見	日見 市大字	津久見	日見	日見	日見	日見	日見	日見	日見	日見	日見	日見
土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域
急傾斜	壊 地の崩	急傾斜	壊	壊	壊	壊	壊	壊	壊	壊	壊	壊
別図の	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

（「別図」は、省略し、白杵土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

日見川	7 日見川	② 宇土山	日見②	日見①	③ 千怒崎	② 千怒崎	① 宇土山	号
津久見	日見 市大字	日見 市大字	日見 市大字	日見 市大字	日見 市大字	日見 市大字	日見 市大字	日見 市大字
土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域
土石流	土石流	壊 地の崩	壊 地の崩	壊 地の崩	壊 地の崩	壊 地の崩	壊 地の崩	壊 地の崩
別図の	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

平成三十年十一月十六日

大分県報（告示）

網代川	4 網代川	4 伊崎川	1 道尾川	2 道尾川	3 網代川	摺木川	長目	1
津久見	網代 市大字 津久見	長目 市大字 津久見	上青江 市大字 津久見	上青江 市大字 津久見	網代 市大字 津久見	四浦 市大字 津久見	長目 市大字 津久見	日見 市大字
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
南(B) 田ノ浦	南(A) 田ノ浦	川7 上青江	川5 上青江	川4 上青江	2 平岩川	1 平岩川	8	
四浦 市大字 津久見	四浦 市大字 津久見	上青江 市大字 津久見	上青江 市大字 津久見	上青江 市大字 津久見	上青江 市大字 津久見	上青江 市大字 津久見	網代 市大字	
区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	
壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	

釜戸③	田原③	畑	落の浦	①	落の浦	摺木①	(B)	田ノ浦	(A)	田ノ浦
長目 市大字 津久見	上青江 市大字 津久見	市大字 津久見	市大字 津久見	四浦 市大字	市大字 津久見	市大字 津久見	四浦 市大字	市大字 津久見	四浦 市大字	市大字 津久見
土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒
急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

与四郎	摺木②	摺木	②	(B)	網代③	(A)	網代③	沖平②	沖平①	
市大字 津久見	市大字 津久見	市大字 津久見	市大字 津久見	市大字 津久見	市大字 津久見	市大字 津久見	市大字 津久見	市大字 津久見	市大字 津久見	市大字 津久見
土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒
急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

平成三十年十一月十六日

大分県報 (告示)

八戸	災害特別警戒区域	壊		
平岩④	津久見市大字上青江	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
平岩⑤	津久見市大字上青江	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

○教育委員会告示

大分県教育委員会告示第九号

平成三十一年度大分県立学校職員(海事職〔甲板員〕)採用選考を次の要項により実施する。

平成三十年十一月十六日

大分県教育委員会

平成31年度大分県立学校職員(海事職〔甲板員〕)採用選考実施要項

大分県教育委員会

1 目的

大分県立学校の海事職(甲板員)を志望する者について、平成31年度採用に当たっての選考資料とするために実施する。

2 選考対象の職種、採用予定者数及び職務内容

職 種	採用予定者数	職 務 内 容
海事職(甲板員)	1人	平成31年4月1日以降大分県立海洋科学高等学校に勤務し、同校所属の実習船の甲板員として、各種航海における運行及び当該実習船の維持・管理等に関する業務に従事する。

3 受験資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和26年法律第149号)に規定する四級海技士(航海)の免状(平成31年4月1日において有効なもの。以下同じ。)若しくはこれより上級の免状を現に有している者、当該免状を平成31年3月31日までに取得見込みの者又は3年以上の漁業実習船の実務経験を有する者
 - (2) 昭和34年4月2日以降に生まれた者
 - (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の欠格条項に該当しない者
 - (4) 平成31年4月1日以降の採用に応じられる者
- 4 出願等手続
- (1) 願書受付期間及び提出方法

願書受付期間	平成30年11月16日(金)から同年12月7日(金)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)
--------	---

提出方法は、次の①又は②とする。

①持参による場合	・4(2)の書類の提出先に持参すること。 ・受付時間は、8:30~17:15とする。
②郵送による場合	・簡易書留とし、封筒の表に「海事職(甲板員)願書在中」と朱書きすること。 ・平成30年12月7日(金)到着のもの(必着)まで有効とする。

(2) 書類の提出先

大分市府内町3丁目10番1号 大分県庁舎別館7階
大分県教育庁 教育人事課 採用試験・免許班
郵便番号 870-8503 電話 (097) 506-5517

(3) 提出書類

提出物	注 意 事 項 等
① 願 書	・必要事項を記入し、写真を貼付すること。
② 受験票	・必要事項を記入すること。
③ 海技免状の写し又は実務経歴記録の写し	・四級海技士(航海)以上の免状の写し又は実務経歴記録の写しを同封すること。 ※ 取得見込みの者は、取得後直ちに提出すること。
④ 返信用封筒 2枚 (「受験票送付用」)	・82円切手を貼り、住所及び氏名を明記すること(宛名は「○○様」とすること。)

及び「選考結果通知用」)	・封筒の規格は、23.5cm×12cm（長形3号）、糊付封筒とする（片面テープ貼付可）。
⑤ 自己紹介書	・所定のもの（ボールペンで記入すること。）

- (注意) ア 必要書類及び記載事項が不備の場合は、受け付けられないことがある。
 イ 願書と受験票は切り離さないこと。
 ウ 願書、受験票及び自己紹介書は、大分県教育委員会のホームページ（<http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>）からも入手できる。
 エ 受験料は不要である。

- (4) 受験票の交付
 平成30年12月10日（月）頃本人宛て発送する。平成30年12月13日（木）を過ぎても受験票が届かない場合は、(2)の書類の提出先まで連絡すること。

- 5 選考
 (1) 期 日
 平成30年12月22日（土）
 (2) 試験場
 大分県庁舎 別館6階 61会議室（大分市府内町3丁目10番1号）
 （注意）受験者による県庁舎駐車場の利用はできない。

(3) 試験内容及び日程

試験内容	・個人面接（30分） 人物・教養・専門性などについての個人面接
日 程	・受験票送付の際、受験者ごとに日程を通知する。

- (4) 携行品 受験票
 (5) 選考結果
 選考の結果は、平成30年12月27日（木）午前9時に、大分県庁舎本館1階の県政掲示板（県民室横）に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者全員に文書で通知する。また、合格者の受験番号は、大分県教育委員会のホームページ（<http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>）にも掲載する。

- 6 試験の配点
 個人面接 200点
 7 得点等の送付・開示
 受験者全員に対して、選考試験の得点を、選考試験の結果の通知とともに送付する（口頭による開示（簡易開示）は行わない。）。

- 8 合格者の行う手続
 合格者は、指定する日までに採用のための必要書類を提出すること。詳細は、合格者に対して通知する。

- 9 採用及び給与
 (1) 合格者は、平成31年4月1日以降採用する。
 (2) 選考試験の合格者であっても、次の①から③のいずれかに該当する場合は採用しない。
 ① 受験資格がないことが判明した場合
 ② 四級海技士（航海）以上の免状を取得見込みの者が、平成31年3月31日までに当該免状を取得できない場合
 ③ 大分県教育関係職員健康診断審議会の審議の結果、「就労不可」と判断された場合

- (3) 願書等の記載事項に虚偽があった場合や、県職員としてふさわしくない非違行為があった場合は、合格を取り消すことがある。
 (4) 採用時の給料は、職員の給与に関する条例（昭和32年大分県条例第39号）等の規定に基づき決定する。その他扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等の諸手当を、それぞれの支給要件に応じて支給する。

- なお、採用前の職歴を有する者は、条件に応じて加算される。
 10 その他
 携帯電話は試験場内では電源を切り、かばん等に入れておくこと。

~~~~~  
**大分県教育委員会公告第十号**  
 平成三十一年度大分県立学校職員（機関員）採用試験の次の事項による実施に関する。

平成三十一年十一月十六日  
 大分県教育委員会

平成31年度大分県立学校職員（海事職〔機関員〕）採用選考実施要項  
 大分県教育委員会

- 1 目的  
 大分県立学校の海事職（機関員）を志望する者について、平成31年度採用に当たっての選考資料とするために実施する。  
 2 選考対象の職種、採用予定者数及び職務内容

| 職 種      | 採用予定者数 | 職 務 内 容                                                                          |
|----------|--------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 海事職（機関員） | 2人     | 平成31年4月1日以降大分県立海洋科学高等学校に勤務し、同校所属の実習船の機関員として、各種航海における運行及び当該実習船の維持・管理等に関する業務に従事する。 |

3 受験資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）に規定する五級海技士（機関）の免状（平成31年4月1日において有効なもの。以下同じ。）若しくはこれより上級の免状を現に有している者、当該免状を平成31年3月31日までに取得見込みの者又は3年以上の漁業実習船の実務経験を有する者
- (2) 昭和34年4月2日以降に生まれた者
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格条項に該当しない者
- (4) 平成31年4月1日以降の採用に応じられる者

4 出願等手続

- (1) 願書受付期間及び提出方法

|        |                                               |
|--------|-----------------------------------------------|
| 願書受付期間 | 平成30年11月16日（金）から同年12月7日（金）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。） |
|--------|-----------------------------------------------|

提出方法は、次の①又は②とする。

|           |                                                                         |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------|
| ① 持参による場合 | ・4(2)の書類の提出先に持参すること。<br>・受付時間は、8：30～17：15とする。                           |
| ② 郵送による場合 | ・簡易書留とし、封筒の表に「海事職（機関員）願書在中」と朱書きすること。<br>・平成30年12月7日（金）到着のもの（必着）まで有効とする。 |

- (2) 書類の提出先

大分市府内町3丁目10番1号 大分県庁舎別館7階  
大分県教育庁 教育人事課 採用試験・免許班  
郵便番号 870-8503 電話 (097) 506-5517

- (3) 提出書類

|     |           |
|-----|-----------|
| 提出物 | 注 意 事 項 等 |
|-----|-----------|

|                                 |                                                                                          |
|---------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 願 書                           | ・必要事項を記入し、写真を貼付すること。                                                                     |
| ② 受験票                           | ・必要事項を記入すること。                                                                            |
| ③ 海技免状の写し又は実務経験記録の写し            | ・五級海技士（機関）以上の免状の写し又は実務経験記録の写しを同封すること。<br>※ 取得見込みの者は、取得後直ちに提出すること。                        |
| ④ 返信用封筒 2枚（「受験票送付用」及び「選考結果通知用」） | ・82円切手を貼り、住所及び氏名を明記すること（宛名は「〇〇様」とすること。）。<br>・封筒の規格は、23.5cm×12cm（長形3号）、糊付封筒とする（両面テープ貼付可）。 |
| ⑤ 自己紹介書                         | ・所定のもの（ボールペンで記入すること。）                                                                    |

（注意）ア 必要書類及び記載事項が不備の場合は、受け付けないことがある。

- イ 願書と受験票は切り離さないこと。
- ウ 願書、受験票及び自己紹介書は、大分県教育委員会のホームページ（<http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>）からも入手できる。
- エ 受験料は不要である。

- (4) 受験票の交付

平成30年12月10日（月）頃本人宛て発送する。平成30年12月13日（木）を過ぎても受験票が届かない場合は、(2)の書類の提出先まで連絡すること。

5 選 考

- (1) 期 日

平成30年12月22日（土）

- (2) 試験場

大分県庁舎 別館6階 61会議室（大分市府内町3丁目10番1号）

（注意）受験者による県庁舎駐車場の利用はできない。

- (3) 試験内容及び日程

|      |                                 |
|------|---------------------------------|
| 試験内容 | ・個人面接（30分） 人物・教養・専門性などについての個人面接 |
| 日 程  | ・受験票送付の際、受験者ごとに日程を通知する。         |

- (4) 携行品 受験票

- (5) 選考結果

選考の結果は、平成30年12月27日（木）午前9時に、大分県庁舎本館1階の県政掲示板（県民室横）に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者全員に文書で通知す

る。また、合格者の受験番号は、大分県教育委員会のホームページ (<http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>) にも掲載する。

6 試験の配点  
個人面接 200点

7 得点等の送付・開示

受験者全員に対して、選考試験の得点を、選考試験の結果の通知とともに送付する（口頭による開示（簡易開示）は行わない。）。

8 合格者の行う手続

合格者は、指定する日までに採用のための必要書類を提出すること。詳細は、合格者に対して通知する。

9 採用及び給与

(1) 合格者は、平成31年4月1日以降採用する。

(2) 選考試験の合格者であっても、次の①から③のいずれかに該当する場合は採用しない。

① 受験資格がないことが判明した場合

② 五級海技士（機関）以上の免状を取得見込みの者が、平成31年3月31日までに当該免状を取得できない場合

③ 大分県教育関係職員健康診断審議会の審議の結果、「就労不可」と判断された場合  
(3) 願書等の記載事項に虚偽があった場合や、県職員としてふさわしくない非進行為があった場合は、合格を取り消すことがある。

(4) 採用時の給料は、職員の給与に関する条例（昭和32年大分県条例第39号）等の規定に基づき決定する。その他扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等の諸手当を、それぞれその支給要件に応じて支給する。

なお、採用前の職歴を有する者は、条件に応じて加算される。

10 その他

携帯電話は試験場内では電源を切り、かばん等に入れておくこと。

大分県教育委員会告示第十一号

平成三十一年度大分県立学校実習助手採用選考試験を次の要項により実施する。

平成三十年十一月十六日

大分県教育委員会  
平成三十一年度大分県立学校実習助手採用選考試験実施要項

大分県教育委員会

1 目的

大分県立学校実習助手を志望する者について、平成31年度採用に当たったの選考資料とするため、これを実施する。

2 求められる実習助手像

実験又は実習に関する専門的な事項について、教諭の職務を助けることのできる知識と実践的指導力を持ち、かつ、職務に対する使命感にあふれる者

3 選考対象、採用予定者数及び職務の内容

| 志望種            | 採用予定者数 | 職務の内容                           |
|----------------|--------|---------------------------------|
| 工業（機械）<br>実習助手 | 1人     | 工業（機械）に関する実験又は実習について、教諭の職務を助ける。 |
| 工業（土木）<br>実習助手 | 1人     | 工業（土木）に関する実験又は実習について、教諭の職務を助ける。 |
| 農業実習助手         | 2人     | 農業に関する実験又は実習について、教諭の職務を助ける。     |
| 合計             | 4人     |                                 |

※ 各志望種において同一の試験を実施するが、障がい者については願書の記載事項を審査の上、障がいの種類や程度に応じた受験上の配慮を行う。

4 受験資格

次の①から③までの全ての要件を満たすとともに、志望種ごとに④から⑥までのいずれかの要件を満たす者に限る。

① 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格条項に該当しない者

② 昭和43年4月2日以降に生まれた者

③ 県内のどこにでも赴任できる者

④ 工業（機械）実習助手を志望する者は、工業に関する学科の高等学校を卒業した者（平成31年3月卒業見込みの者を含む。）又はそれと同等以上の前記学科に関する学力を有すると認められる者

⑤ 工業（土木）実習助手を志望する者は、工業に関する学科の高等学校を卒業した者（平成31年3月卒業見込みの者を含む。）又はそれと同等以上の前記学科に関する学力を有すると認められる者

⑥ 農業実習助手を志望する者は、農業に関する学科の高等学校を卒業した者（平成31

平成三十年十一月十六日

大分県教育委員会

1111

年3月卒業見込みの者を含む。）又はそれと同等以上の前記学科に関する学力を有すると認められる者

5 出願等手続

(1) 願書受付期間及び提出方法等

|                     |                                     |
|---------------------|-------------------------------------|
| 願書受付期間<br>及び祝日を除く。） | 平成30年11月16日（金）から11月30日（金）まで（日曜日、土曜日 |
|---------------------|-------------------------------------|

提出方法は、次の①又は②とする。

|          |                                                                     |
|----------|---------------------------------------------------------------------|
| ①持参による場合 | ・5(2)の書類の提出先に持参すること。<br>・受付時間は、8：30～17：15とする。                       |
| ②郵送による場合 | ・簡易書留とし、封筒の表に「実習助手願書在中」と朱書きすること。<br>・平成30年11月30日（金）の消印のあるものまで有効とする。 |

(2) 書類の提出先

大分市府内町3丁目10番1号 大分県庁舎別館7階  
大分県教育庁 教育人事課 採用試験・免許班  
郵便番号 870-8503 電話 (097) 506-5518

(3) 提出書類

|   | 提出物                                  | 注意事項等                                                                                    |
|---|--------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① | 願書                                   | ・必要事項を記入し、写真を貼付すること。                                                                     |
| ② | 受験票                                  | ・必要事項を記入すること。                                                                            |
| ③ | 返信用封筒 2枚<br>（「受験票送付用」及び「第1次試験結果通知用」） | ・82円切手を貼り、住所、氏名を明記すること（宛名は「○○様」とすること。）。<br>・封筒の規格は、23.5cm×12cm（長形3号）、糊付き封筒とする（両面テープ貼付可）。 |

(注意) ア 必要書類及び記載事項が不備の場合は、受け付けないことがある。

イ 願書と受験票は切り離さないこと。

ウ 願書及び受験票は、大分県教育委員会のホームページ (<http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>) から入手できる。

エ 受験料は不要である。

オ 障がい等があり、試験場において配慮を必要とする受験者は、願書の「受験上の配慮」欄にその旨を記入すること。

(4) 志望種等

出願する志望種は、工業（機械）実習助手、工業（土木）実習助手又は農業実習手のいずれか一つとすること。併願はできない。また、出願後の志望種の変更は認めない。

(5) 受験票の交付

平成30年12月7日（金）頃本人宛て発送する。平成30年12月13日（木）を過ぎても受験票が届かない場合は、5(2)の書類の提出先まで連絡すること。

6 第1次試験

(1) 期 日

平成30年12月22日（土）

(2) 試験場

大分県庁舎新館14階 大会議室（大分市大手町3丁目1番1号）

(注意) ア 受験者による県庁舎駐車場の利用はできない。

イ 試験場内及び試験場周辺は、禁煙である。

(3) 日程及び試験内容

| 時 間         | 試験等      | 内 容 等               |
|-------------|----------|---------------------|
| 9：00        | 入室完了     | ・試験室には8：30から入室可     |
| 9：00～9：20   | 出欠確認、諸注意 |                     |
| 9：20～10：20  | 教養試験     | ・基本的な一般教養           |
| 10：50～11：50 | 専門試験     | ・志望種についての専門的な知識及び技能 |

(注意) 教養試験及び専門試験に遅刻した場合は、試験開始後30分以内の遅刻に限り、受験を認める。

(4) 携行品

| 携行品    | 注意事項等                     |
|--------|---------------------------|
| ① 受験票  |                           |
| ② 筆記用具 | ・黒鉛筆又はシャープペンシル（HB程度）、消しゴム |
| ③ 時計   | ・計時機能だけのものに限る。            |

(5) 試験結果

① 第1次試験の合格者数は、採用予定者数の3倍（採用予定者数が1人の場合は4倍）とする。



なお、合格ラインの範囲内であっても成績が著しく低い場合には合格者としません。

※ 合格ライン：採用予定者数の3倍（採用予定者数が1人の場合は4倍）

※ 成績が著しく低い場合：第1次試験の得点率が40%（150点満点中60点）以下に該当する場合

- ② 第1次試験の結果は、平成31年1月16日（水）（予定）午前9時、大分県庁舎本館1階の県政揭示板（県民室横）に第1次試験の合格者の受験番号を掲示するとともに、別途受験者全員宛てて文書で通知する。

また、第1次試験の合格者の受験番号は、大分県教育委員会のホームページ（<http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>）にも掲載する。

- ③ 第1次試験の教養試験及び専門試験の「正解・配点」を大分県教育委員会のホームページ（<http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>）に掲載する。

#### 7 第2次試験

第1次試験の合格者について、以下のとおり第2次試験を実施する。

なお、日程等の詳細は、第1次試験結果通知の際に通知する。

- (1) 期 日

平成31年1月30日（水）

- (2) 試験場

大分県教育センター（詳細は、第1次試験結果通知の際に通知する。）

（注意）試験場内及び試験場周辺は、禁煙である。

- (3) 試験内容

| 試験    | 内容等          |
|-------|--------------|
| 面接 I  | 職務に関する口頭試験   |
| 面接 II | 人物評価に関する個人面接 |

- (4) 試験結果

第2次試験の結果は、平成31年2月8日（金）（予定）午前9時、大分県庁舎本館1階の県政揭示板（県民室横）に第2次試験の合格者の受験番号を掲示するとともに、別途受験者全員宛てて文書で通知する。

また、第2次試験の合格者の受験番号は、大分県教育委員会のホームページ（<http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>）にも掲載する。

なお、採用予定数内であっても、第2次試験の成績が著しく低い場合は、合格者としてしない。

※ 成績が著しく低い場合：第2次試験の得点率が40%（250点満点中100点）以下に該当する場合

#### 8 各試験の配点

| 試験 | 第1次試験（150点） |      | 第2次試験（250点） |       |
|----|-------------|------|-------------|-------|
|    | 教養試験        | 専門試験 | 面接 I        | 面接 II |
| 配点 | 50点         | 100点 | 100点        | 150点  |

（注意）第2次試験の合格者は、第1次試験及び第2次試験の総合成績により決定する。

#### 9 得点等の送付・開示

受験者全員に対して、第1次試験及び第2次試験の得点及び総合点を、各試験の結果の通知とともに送付する。

#### 10 合格者の行う手続等

第2次試験の合格者は、指定する日までに健康診断書（所定用紙）を提出すること。詳細は、第2次試験合格者に対して通知する。

#### 11 採用

(1) 選考試験の合格者は、平成31年4月1日付けで採用するものとする。

(2) 選考試験の合格者であっても、大分県教育関係職員健康診断審査会の結果、「就労不可」と判断された場合は採用しない。

(3) 願書等の記載事項に虚偽があった場合や、実習助手としてふさわしくない非違行為があった場合は、合格を取り消すことがある。

#### 12 その他

(1) 携帯電話等は、試験場内では電源を切り、かばん等に入れておくこと。

(2) 過去の試験問題等は、以下の場所で公開している。

大分県情報センター（大分県庁舎本館1階） 電話（097）506-2285

郵便番号 870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

問合せ 9：00～17：00（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

## 〇公 知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条第三項の規定により通知した次の者については、その所在が不明なものを、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容

を保安林の所在する市町村の事務所に掲示する。

平成三十年十一月十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 所在の不明な者の氏名及び掲示場所

|            |      |
|------------|------|
| 所在の不明な者の氏名 | 掲示場所 |
|------------|------|

|               |       |
|---------------|-------|
| 阿南 千代五郎、北村 龍登 | 竹田市役所 |
|---------------|-------|

二 通知の要旨

平成三十年四月十三日付け森保第千三百七十一号で通知した指定予定保安林について、農林水産大臣から、平成三十年十月十七日付け農林水産省告示第二千二百七十一号で保安林に指定した旨通知があったので、森林法第三十三条第三項の規定により行つた通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条第三項の規定により通知した次の者については、その所在が不明なので、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を保安林の所在する市町村の事務所に掲示する。

平成三十年十一月十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 所在の不明な者の氏名及び掲示場所

|            |      |
|------------|------|
| 所在の不明な者の氏名 | 掲示場所 |
|------------|------|

|                  |       |
|------------------|-------|
| 長尾 末吉、長尾 由松、長尾 篁 | 中津市役所 |
|------------------|-------|

二 通知の要旨

平成三十年四月二十四日付け森保第八十九号で通知した指定予定保安林について、農林水産大臣から、平成三十年十月十七日付け農林水産省告示第二千二百六十九号で保安林に指定した旨通知があったので、森林法第三十三条第三項の規定により行つた通知

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次のとおり九州地方整備局大分河川国道事務所長から公共測量の実施について通知があった。

平成三十年十一月十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 作業の種類  
公共測量（用地測量）
- 二 作業の地域  
由布市庄内町西地内
- 三 作業の期間  
平成三十年十月二十四日から平成三十一年二月二十八日まで